

「国立大学管理法案」の起草経緯（上） —「大学管理法要綱試案」の作成まで—

西山 伸†

はじめに

占領下日本の高等教育をめぐる動向のなかで、大学管理は重要な問題の一つであった。特に、1949年5月31日公布の国立学校設置法によって一斉に発足した新制国立大学にとっては、自らを管理運営する組織をいかに構築していくかということは、喫緊の課題であったといえる。

文部省が、CIE（民間情報教育局）の作成とされる「大学法試案要綱」を1948年10月に国立総合大学長会議に提示したところ、全日本学生自治会総連合（全学連）や日本教職員組合（日教組）を含む大学関係者の激しい反対に見舞われて国会上程を断念、白紙還元したのはよく知られているところである。一方、その間（1949年1月12日）に公布された教育公務員特例法における「大学管理機関」のいわゆる読み替え規定は、近い将来の大学管理法制定を前提としたものであった。

文部省は、大学法試案要綱の白紙還元後、1949年9月に大学管理法起草協議会（以下「起草協議会」と表記）を設置した。起草協議会は、1年3カ月ほどの間に30回の会議を開いて国立大学の管理法案について検討を行い、「大学管理法要綱試案」（1950年2月25日作成）、「国立大学管理法案要綱試案」（1950年10月14日作成）と2回の試案作成を経て最終的に1950年12月9日に「国立大学管理法案要綱第三次試案」を作成し文部大

臣に答申した。この答申に基づいて「国立大学管理法案」が、併行して立案された「公立大学管理法案」とともに1951年3月に第10回国会に提出されたが成立せず、その後第11回国会、第12回国会と継続審議となったものの結局審議未了となった。

この、国立大学管理法案をめぐる動きについて、早くから論考を著していたのは家永三郎である⁽¹⁾。家永は第10回国会における国立大学管理法案をめぐる議論、特に1951年5月17日に参議院文教委員会で行われた公聴会について詳しく紹介している。家永は「起草協議会の主流派が、旧制大学の、しかも上層部的立場を固持し、内外の批判的意見を「多数ではないと考え」て排斥し、「自分の経験なり、或いは関係の学校〔つまり、旧制大学の上層部ということになろう一家永注〕の意見」に基づいて成案を作ったことが明白であるから、実質的には必ずしも、それほど民主的に世論を反映しているものとは認められず、その点ですでに法案自体致命的な運命を背負っていたと考えざるをえない」⁽²⁾と評し、同法案に対して「国会の内外からさまざまなはげしい批判がまき起こされ」⁽³⁾、結局審議未了となったとされる。非民主的組織によって、新制大学関係者の民主的要求に応えない内容をもった法案が成立する要素は当初からなかったという解釈である。

† 京都大学大学文書館教授

次いでこの時期の大学管理問題を分析したのは寺崎昌男である⁽⁴⁾。国立大学管理法案について寺崎は、第10回国会における同法案への批判について触れ同法案が「東京大学等旧制大学の慣行を一般化して、建設途上の新制大学に画一的に施行することの問題性、およびその旧制大学の慣行そのものの非民主性等の批判がこの時の批判意見の基調をなしていた」⁽⁵⁾とし、「国会の内外において、この法案に対する批判はきわめて多かった」⁽⁶⁾と家永と同様の評価を下している。

一方、元文部官僚の大崎仁は同法案が廃案になった理由について、当時文部省大学課長であった春山順之輔の後年のメモ⁽⁷⁾を紹介し「占領下に起草された法律案で、日本の実情、大学の実情に合わぬ点が多」かったこと、学外者を含ませる中央の審議会や各大学におかれる商議会は不要との批判があったこと、学長・学部長・教員の選考・任免方法や大学内部の各管理機関に関してさらに研究が必要であったことなどを挙げている。また当時の文部省では初等中等教育関連の制度作りが優先されていたこと、大学関係者からは「反対論はさほど強くなかった」が逆に賛成への熱意も乏しかったことなども挙げている⁽⁸⁾。

このように、国立大学管理法案が審議未了に至る要因については大学法試案要綱への反対運動の延長線上にとらえる見方と、同法案そのものの不十分さを指摘する見方とがある。しかし、いずれの見方にしても同法案の成立過程を分析しているわけではない。国立大学管理法案は、大学法試案要綱失敗の経験を踏まえそれなりに周到な準備のもと起草されたものであり、その経緯の分析は当時の大学管理についての考え方を探る上で有益であると思われる。そこで本稿では、大学管理法案起草協議会の活動を中心に国立大学管理法案の起草経緯をたどることとする。本稿で主に参考にするのは、国立公文書館および国立教育政策研究所所蔵の関係資料と、京都大学大学文書館所蔵の『大

学管理法案関係綴 自昭和二十三年十一月至昭和二十六年八月』⁽⁹⁾である。これらの資料によって起草協議会の具体的活動がある程度明らかにすることが可能と考えられる。

起草協議会の開催と主な活動を年表にしたのが表1である。起草協議会の活動はその内容に即して4期に分けることができる。まず第1期は設置から1949年11月14日の第9回起草協議会までで

表1 大学管理法案起草協議会関係年表

年	月	日	事項
1949	8	9	大学管理法案起草準備会開催。
	8	26	大学管理法案起草準備会開催。
	9	7	第1回起草協議会開催。
	9	19	第2回起草協議会開催。
	10	1	第4回起草協議会開催。
	10	8	第5回起草協議会開催。
	10	15	第6回起草協議会開催。
	10	24	第7回起草協議会開催。
	10	29	第8回起草協議会開催。
	11	14	第9回起草協議会開催。
	11	19	第10回起草協議会開催。
	12	10	第12回起草協議会開催。
	12	17	第13回起草協議会開催。
1950	1	14	第14回起草協議会開催。
	1	28	第15回起草協議会開催。
	2	4	第16回起草協議会開催。
	2	25	大学管理法要綱試案作成。
	7	31	要綱試案に対する各方面の意見締切。
	9	2	第20回起草協議会開催。
	9	9	第21回起草協議会開催。
	9	30	第23回起草協議会開催。
	10	9	第24回起草協議会開催。
	10	14	第25回起草協議会開催。
	10	14	国立大学管理法要綱試案(第二次試案)作成。
	11	2	第26回起草協議会開催。
	11	8	公聴会(東京)開催。
	11	12	公聴会(大阪)開催。
	11	15	公聴会(福岡)開催。
	11	24	第27回起草協議会開催。
	12	2	第28回起草協議会開催。
	12	8	国立大学管理法要綱第三次試案(答申案)作成。

・起草協議会については、開催日が確認できた分のみを記載。

・『関係綴』・国立教育政策研究所所蔵資料より作成。

ある。この時期の起草協議会は主に大学管理について意見を有する諸団体の意見聴取に費やされており、いわば起草への準備期といえる。第2期は1950年2月25日の「大学管理法要綱試案」（以下「第一次試案」と表記）作成までで、本格的な内容の検討が始まった時期である。第3期は10月14日の「国立大学管理法案要綱試案（第二次試案）」（以下「第二次試案」と表記）までで、第一次試案に対して諸方面から意見が寄せられ、それに対応して第二次試案が作成されていく時期である。そして第4期は12月8日の「国立大学管理法案要綱第三次試案（答申案）」（以下「第三次案」と表記）作成までで、3カ所で行われた公聴会を経て、答申案が仕上がっていく時期である。本稿ではこのうち第1期と第2期について論じ、第3期と第4期については本紀要の次号で論じることとしたい。

1 第1期 一起草協議会設置と諸団体の意見聴取一

法案起草にあたって文部省は、まず文部大臣の諮問機関として「大学管理法案起草準備会」（以下「起草準備会」と表記）を設置した。起草準備会は以下の4団体から推薦された8名の委員で構成されていた⁽¹⁰⁾。

教育刷新審議会の推薦

安藤正次（東洋大学教授）、矢野貫城（キリスト教教育同盟会総主事）

日本学術会議の推薦

我妻栄（日本学術会議副会長、東京大学教授）、矢内原忠雄（東京大学教授）

大学設置審議会の推薦

中山伊知郎（一橋大学長）、小池敬事（千葉大学長）

国立大学長会議の推薦

鳥養利三郎（京都大学長）、木下一雄（東京学芸大学長）

第1回起草準備会は1949年8月9日に開催され、

続く26日の起草準備会においてこれから置かれる起草協議会の委員選定などの作業が行われた⁽¹¹⁾。

起草協議会の第1回会合が開かれたのは9月7日であった。起草協議会は、表2に示すとおり前記の4団体のほか、さらに4つの団体から推薦された者に学識経験者を加え20名で構成されることになった。なお日教組は起草準備会に対して、民主主義科学者協会・大学法対策全国協議会・全日本学生自治会総連合からも起草協議会に委員を出すよう要請した⁽¹²⁾が容れられず、後述するように結局これらの団体は個別に起草協議会に招かれ意見聴取を受けることとなった。また、委員長には互選によって我妻栄が、副委員長には矢野貫城が就任した（副委員長は1950年9月2日開催の第20回起草協議会で矢内原忠雄に交替した）。

以後、第一次試案作成までの起草協議会における注目すべき動きを取り上げると次のとおりであ

表2 大学管理法案起草協議会委員（発足時）

推薦母体等	氏名	肩書等
教育刷新審議会	安藤正次	東洋大学教授
	矢野貫城	キリスト教教育同盟会総主事
日本学術会議	我妻栄	日本学術会議副会長、 東京大学教授
	矢内原忠雄	東京大学教授
大学設置審議会	中山伊知郎	一橋大学長
	富山保	横浜国立大学長
国立大学長会議	鳥養利三郎	京都大学長
	木下一雄	東京学芸大学長
大学基準協会	小池敬事	千葉大学長
全国大学教授連合	藤岡由夫	東京教育大学教授
日本私学団体連合会	大浜信泉	早稲田大学法学部長
日本教職員組合	旭爪謙作	日教組大学高専部長
	江口泰助	日教組法制部長
学識経験者	今村荒男	大阪大学長
	内山岩太郎	神奈川県知事
	円城寺次郎	日本経済新聞編集局長
	大塚万丈	日本特殊鋼株式会社社長
	榎原千代	前衆議院議員
	柴田雄次	東京都立大学長
	矢野一郎	第一生命保険相互株式会社社長

・「大学管理法案起草協議会委員名簿」（国立公文書館所蔵、請求番号：平2文部01356100）より作成。

る。

10月1日の第4回起草協議会では従来大学法案について意見を発表した主な団体および特に意見を聞く必要があると思われる団体を招請して、意見を聴くことが決定され⁽¹³⁾、10月8日の第5回起草協議会で、10月24日の第7回起草協議会に民主主義科学者協会（民科）と全日本学生自治会総連合、10月29日の第8回起草協議会に大学法対策全国協議会（全協）・大学婦人協会・私立大学協会を招請することとなった⁽¹⁴⁾。

このうち民科・全学連・全協が述べた意見には共通点が多かった。すなわち、①大学管理のための中央機関は必要である、ただし委員は全国から公選するものとし文部省の権限は排除する、②大学内部の管理機関には教授だけでなく助教授・講師、さらに場合によっては職員・学生も加える、③大学ごとの管理機関には局外者を入れない、④財政は全額国庫負担とする、などはいずれの意見にも概ね見られており、これは次に紹介する日教組の主張と共通して法案に積極的に反対する側の主要な論点になっていく。一方大学婦人協会や私立大学協会の意見では、①中央機関は大学代表、学識経験者らで構成され、文部省の権限は一定程度制限する、②学生は大学行政に関与させない、などの点が共通していた⁽¹⁵⁾。

11月14日の第9回起草協議会では、日教組東京高専部の福井部長から日教組案が、鳥養利三郎委員から国立大学長会議案の説明があった。前者の要旨は次のとおりである。

- 1、国立大学の管理に関し、中央に全国公選の委員会をおくこと。
- 2、職員学生の大学行政参加を一定の制限の下に認めること。
- 3、総長は全職員学生の公選とすること。
- 4、学部内の学科のセクト制打破。
- 5、学生が他の大学の講義を聴講できる規定を設けること。

6、大学の施設を公開すること。

7、法案の対象を国立大学に限定しないこと。⁽¹⁶⁾

7項目の中には法案に入れるのにそぐわないものもある（4、5、6など）が、基本的に大学法試案要綱反対運動以来の論点が受け継がれているといえる。

一方後者については、1949年11月14日付「大学管理法に対する国立大学長会議の見解」という文書が残っている⁽¹⁷⁾。その冒頭には次のように記されている。

この案は我国大学に於ける過去の経緯と日本の国情から見て又

研究の自由の確保

大学独善の防止

大学長の責任を明にすること

等の諸点から見て立案したものである。

もともと本案の骨子は旧制大学長会議（二十三名）が夫々の学内機関に諮った上で、昨年十一月頃立案したものであるが本年九月新制国立大学六十余校の学長会議に於て之に更に検討を加えて修補しその同意によつて決定したものである。

このように、この見解は前年の大学管理法試案要綱に反対して作成された案を基礎としたものであった。全体の構成としては「全国的中央機関」「各大学に設置する機関」「学長」「評議会」「教授会」の5項目からなっている。全国的中央機関としては「国立大学（管理）委員会」が置かれ、これは「表面的には任命権者たる文部大臣の諮問的性質のものであるが、文部大臣は大学管理に就ては必ずこの委員会に諮らなければならない。従つて実質的には充分権威のあるものである」と位置づけられていた。また、その構成員は国立大学長の互選で8名、国会の承認により学識経験者の中から文相が任命する8名、日本学術会議の推薦で文相が任命する4名とされ、公選は「実行上の困難と弊害の大なるものが予想され」るため不可とされていた。

次に「各大学に設置する機関」は大学の運営全般にわたって批判勧告をする機関で「審議会」と名づけられ、一般代表・教授代表・学長から構成され、教授代表の員数は一般代表を超えることはできないとされた。「学長」は各大学が定める方法で推薦されて文相が任命し、評議会が定めた一般方針の運営などを行う、「評議会」は大学の組織・行政に関して学術経済両面の一般方針を決定する、「教授会」は学部長・教員候補者の人事、教育に関する基本的事項、学生代表との協力による学生活動に関する方針決定などを行う、とされていた。この国立大学長会議の見解は条文の形はとっていないものの、起草協議会によって作られる試案の原型となったと考えられる⁽¹⁸⁾。

2 第2期

—大学管理法要綱試案の作成—

（1）大学管理法要綱試案作成まで

諸団体からの意見聴取を概ね終えた11月19日の第10回起草協議会では、法案の骨子が検討されている⁽¹⁹⁾。そこでは論点が次のように箇条書きされている。

一、中央機関を必要とするか。

- （1） 諮問機関か決定機関か、——文部大臣との関係
- （2） 公選にするかしないか。
- （3） 公選にする場合の選考方法の大綱。
- （4） 公選としない場合の構成の大綱。

二、各大学の機関

- （1） 評議会（教授会）の他に当該大学の行政に関する何等かの機関を必要とするか。
- （2） その機関は諮問機関か決定機関か。
- （3） その構成の大綱
—— イ、大学外からのメンバー
ロ、学長、教授
ハ、職員 ニ、学生

三、評議会に関する事項

四、各学部の機関

- （1） 教授会のほかに何等かの機関を必要とするか。
- （2） 必要とする場合の構成とその権限の大綱。
- （3） 教授会の構成

五、学長、学部長

- （1） 学長
- （2） 学部長

六、大学の予算に関する問題

これを見て分かるように、中央機関の公選や学内機関への職員・学生参加の可能性など、日教組などが主張していた点についても、とりあえず検討の対象となっていたことは注意してよいと思われる。

この後1950年2月25日の第一次試案完成までの約3カ月、起草協議会は具体的な法案作りを進めていった。残されている資料からその経緯を概観すると、1949年12月10日の第12回起草協議会では中央機関を公選として内閣総理大臣の所轄に属せしめることの可否得失を検討した結果、「一応これを否決することにした」⁽²⁰⁾こと、1950年1月28日の第15回起草協議会では主に商議会について⁽²¹⁾、2月4日の第16回起草協議会では評議会および教授会について検討されていた⁽²²⁾ことが確認できる。第13回および第14回起草協議会に関する資料は管見の限り見当たらないが、同様に法案の具体的内容が検討されていたことは容易に想像できる。

1月31日には、起草協議会委員の一人の今村荒男大阪大学長より鳥養利三郎京大学長宛に「従来より審議中の法案、仮決議」が送付されている（起草準備会以来の委員であった鳥養は、この時期渡米のため起草協議会には出席していなかった）⁽²³⁾。この文書には、「大学管理法案要綱試案」のタイトルで全5章、35条の法案が添付されていて、こ

れが「審議中の法案」と思われる。詳細は省くが、この法案は内容としては前述の「国立大学長会議の見解」に近いが、注目されるのはところどころの条文に「別案」が付されていることである。例えば、「第二章 中央に置かれる大学行政機関（国立大学審議会）」には第二条から第六条の別案があり、「第二」として内閣総理大臣の所轄の下に大学委員会をおくこと、「第三」として大学委員会の委員は公選によること、「第四」として委員にリコール制を導入することが、「第三章 大学内部の行政機関」の「第一節 商議会」では、「第十四 4 特別の必要があるときは、当該大学の教員以外の職員の代表又は学生の代表を商議会に出席させてその意見をきくことができる。この場合職員及学生の代表を選出する方法については商議会の意見をきいて学長が定める」ことなどが「別案」として記されている。前述の「骨子」のところで述べたように、日教組などが主張していたこれらの点についても一度は条文化され具体的に検討されていたものと思われる。一方、前述の文書にある「仮決議」とは国立大学審議会に関する条文で、ここには「第二―第六の別案は否決」とあり、これは12月10日の第12回起草協議会の決定を受けて記されたものと思われる。

実はこの「仮決議」は国立大学審議会に関する分だけでなく、法案全体に及ぶものが残っている⁽²⁴⁾。また、「仮決議」とは別に「別案」と題されている案も存在していた⁽²⁵⁾。「仮決議」「別案」では、学内外それぞれの管理機関の構成、権限などについて複数案が書き込まれ、検討の素材にできるようになっていた⁽²⁶⁾。このうち少なくとも「仮決議」は各大学に送付されていたようで、九州大学の例を見ると2月16日の評議会で「仮決議」につき各部局の検討にもとづき審議され、いくつかの要望事項がまとめられている⁽²⁷⁾。時間的關係から考えて、この段階でのこうした各大学の要望事項が第一次試案に反映されたとは考えにくい、起草協

議会が第一次試案完成前においてもさまざまな案を具体的に検討し、それらを各大学に諮っていたことが分かる。

（2）大学管理法要綱試案の特徴

1950年2月25日、「大学管理法要綱試案」（第一次試案）が完成した⁽²⁸⁾。その全文は本稿末尾にあげたとおりであるが、ここではその後論議の対象となった点を中心に第一次試案の特徴を述べることにする。

全体の構成は「第1章 総則」「第2章 中央に置かれる行政機関」「第3章 国立大学内部の行政機関」の3章立てになっていて、第3章は「第1節 商議会」「第2節 評議会」「第3節 教授会」「第4節 学長」「第5節 雑則」に分かれている。

①総則

法律の目的として「国立大学の行政に関する機関の組織、運営及び権限等について規定すること」と、簡潔に定めている。

②国立大学審議会

中央に置く行政機関は国立大学審議会と名づけられた。その委員は国立大学の学長の互選した者6名、日本学術会議が会員から推薦した者4名、全国大学教授連合から3名、両議院の同意を得た学識経験者10名の合計23名とされた⁽²⁹⁾。権限は、国立大学全般に関する法令立案や予算案編成の基本的事項、重要施設の設置廃止、学長の任免、学生定員、授業料・検定料・入学金の決定などに及んでいる。これは基本的に「大学法試案要綱」における中央審議会の権限にならったものと言えるが、学長の任免などが新たに加わっている。そして、文部大臣はこれらの事項を行う場合は「あらかじめ、国立大学審議会の承認を得なければならない」とされており、前述の「大学管理法に対する国立大学長会議の見解」に示されていた「国立大学（管理）委員会」より、強い権限をもたされている。

③商議会

各大学には学外者も入れた管理機関として商議会が置かれるとされた。その組織は10名以上30名以内で、学識経験者から学長が評議会の議を経て選定した者、当該大学教授から評議会が選出した者および学長からなり、当該大学の教授は総数の三分の一を超えないとなっている。「大学管理法に対する国立大学長会議の見解」では教授代表の員数は一般代表を超えないとされていたので、それよりも学外者の比率が増加していることになる。その権限としては、当該大学の教育・研究・運営に関して学長に答申・勧告することのほかに、重要規則の制定改廃、予算案編成、重要施設の設置廃止、人事の基準設定、入学定員決定について学長は商議会の意見を聞かなければならないと規定された。また会長は互選によって定めるとされ、学長が自動的に就任するとは規定されなかった。

④評議会

複数の学部を置く大学には評議会を置くとされた。評議会は、旧制大学においては帝国大学のみに設置が規定されていた（「帝国大学令」1919年2月7日公布勅令第12号）が、「大学法試案要綱」では削除され、「大学管理法に対する国立大学長会議の見解」では国立大学管理委員会の承認を経て「置くことが出来る」と規定されていた。評議員は、学長・学部長・各学部教授2名で、当該大学の事情で附置研究所長、その所属の教授、図書館長を加えることができるとされた。その権限としては、学長が商議会の意見を聞かなければならないとされた事項、各部局の連絡調整に関する事項、商議会に附議すべき事項の原案作成、商議会の答申・勧告した事項の処理、教職員・学生の福祉・厚生に関する事項について審議して大学の方針を決定することとされた。また、学長候補者決定に関する事項も掌ることとされた。

学科や講座の設置廃止など旧制大学時代の評議会に規定されていた学部運営に関する事項はなく

なり、代わって商議会と共に大学全体の管理運営を行う機関として位置づけられた。

⑤教授会

各学部には教授会を置き、学部長と学部全教授で組織されると規定されたが、教授会で定める規則に基づき助教授・専任講師を加えることができるとされた。これは「学校教育法」（1947年3月31日公布法律第26号）に「教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる」（第59条）と定められたことに対応して入れられた条文と思われる。その権限としては、学部長候補者選定、教員の採用・昇任などの人事関係のほかには、講座・学科・学部内教育研究施設の設置廃止、学科目編成、入学・卒業認定、試験、学生の懲戒など主として学部内の教育補導関係の事項が挙げられていた。

⑥学長

学長は、当該大学の推薦、国立大学審議会の承認を経て文部大臣が任命するとされた。職務としては、評議会の定めた方針に従い当該大学を運営すること、商議会の答申・勧告について評議会の議を経て処理すること、学長候補者任命を申し出ること、評議会・教授会の議を経て部局長・教員の人事について申し出ることなどを掌り、それによって当該大学の運営の責に任ずるとされた。基本的に、学長は判断主体となるというよりも、各種合議体の方針などに従い大学運営を行うものとして位置づけられたといえる。

このようにして第一次試案は完成したが、この後さらに各方面からの意見を聴取しつつ起草協議会は第二次試案、第三次試案を作成していくことになる。その経緯は次稿を期したい。

〔註〕

（1）家永三郎「大学自治の歴史的考察 ―大学管理制度と学問の自由との関連を中心に―」（『家永三

- 郎集』第10巻、岩波書店、1998年（初出家永『大学の自由の歴史』塙書房、1962年）。
- (2) 註(1)に同じ、328頁。
- (3) 註(1)に同じ、327頁。
- (4) 寺崎昌男「大学管理制度」（海後宗臣・寺崎昌男編『大学教育 戦後日本の教育改革9』東京大学出版会、1969年）。
- (5) 註(4)に同じ、613頁。
- (6) 註(4)に同じ、614頁。
- (7) 「大学管理法案作成の事情、経過について」（『大学管理法案について』国立公文書館所蔵、請求番号平4文部01063100）。これは1961年11月13日の中央教育審議会第十六特別委員会（第8回）に参考人として出席した春山が残したメモである。
- (8) 大崎仁編著『戦後大学史 一戦後の改革と新制大学の成立一』第一法規、1988年、248頁。なお、大学管理問題の部分のとりまとめは、刊行当時文部省大臣官房人事課副長の上杉道世が行ったという。黒羽亮一『新版 戦後大学政策の展開』（玉川大学出版部、2001年）にも同様の記述がある（23頁）。この他、学生参加という論点にしぼって起草協議会における議論を分析した論考に、廣内大輔「戦後大学改革期の学生参加論 その1 一大学法試案要綱発表から公聴会の計画まで」（『大学論集』第49集、2017年3月）がある。
- (9) 『大学管理法案関係綴 自昭和二十三年十一月至昭和二十六年八月』（京都大学大学文書館所蔵、識別番号01A00352、以下『関係綴』と表記）。この資料が京大に残されていたのは、後述するように当時学長であった鳥養利三郎が起草協議会の一員であったためと考えられる。
- (10) 「大学管理法案起草準備会（仮称）設置要綱（案）」（国立教育政策研究所所蔵、ID：EF10000941）。
- (11) 「追加委員の選定、準備会今後の運営方針等についてその協議会開催についての通知」（『関係綴』）。
- (12) 註(10)に同じ。なお大学法対策全国協議会は、大学法試案要綱への反対運動の際、文部当局が同要綱を第5回国会に提出する動きを見せたのに対抗するため、1949年3月5日に「日教組の肝入りで」結成された団体である（日本教職員組合編『日教組十年史』1958年、636頁）。
- (13) 「自第四回至第一〇回大学管理法案起草協議会協議事項要旨」（国立教育政策研究所所蔵、ID：EF10000943）。
- (14) 註(13)に同じ。
- (15) 註(13)に同じ。
- (16) 註(13)に同じ。
- (17) 「大学管理法に対する国立大学長会議の見解」（国立教育政策研究所所蔵、ID：EF1000946）。
- (18) その後、各大学では起草協議会の試案について検討が行われるが、例えば東北大学では1950年3月28日の評議会で高橋里美学長が「大学管理法案についてであるがこれは所謂学長案に似たものである」と発言している（『昭和二五年 評議会議事要録』東北大学史料館所蔵、識別番号：総務／2006／01-15）ことから国立大学の認識の一端が分かる。
- (19) 「（大学管理）法案の骨子」（国立教育政策研究所所蔵、ID：10000948）。
- (20) 「起草協議会開催についての通知」（『関係綴』）。
- (21) 「第十五回大学管理法案起草協議会協議事項要旨」（『関係綴』）。
- (22) 「第十六回大学管理法案起草協議会協議事項要領」（『関係綴』）。
- (23) 「大学管理法案起草協議会に関する件」（『関係綴』）。
- (24) 「大学管理法案起草協議会 仮決議」（国立教育政策研究所所蔵、ID：10000955）。
- (25) 「大学管理法案 別案」（国立教育政策研究所所蔵、ID：1000956）。
- (26) 例えば、1950年2月5日付の「別案（三）」では評議会についての条文が示されているが、ここには評議会の審議すべき事項の一つとして「学部における講座の設置及び廃止に関する事項」が挙げられているが、その上に「×」印が書かれて取り消し線が引かれているので削除されたことが分かる。この項目は「大学管理法に対する国立大学長会議の見解」に挙げられていたものだが、審議の過程で削られたものと思われる。
- (27) 『評議会議事録 十 昭和二十五年』（九州大学大学文書館所蔵、識別番号：216-09224）。ここで

は例えば、国立大学審議会委員の推薦母体として全国大学教授連合は不適當であること、大学教授のうちから選ばれる商議員の比率を三分の一以下から二分の一以下とすること、学生処分についての最終決定権は評議会にもたせること、などが要望されていた。

(28) 「大学管理法要綱試案」(国立教育政策研究所所蔵、ID:10000959)。なお、国立教育政策研究所教育図書館戦後教育資料デジタルアーカイブの目録では「大学管理法要綱試案」と誤って記されている(2021年1月27日検索)。

(29) 全国大学教授連合とは南原繁東京帝国大学総長を会長として1946年11月に設置された大学教員の団体で、1950年5月現在会員五千余名を数えていた(南原繁「全国大学教授連合の目的と事業」(『全国大学教授連合 会報』第5号、1950年、1頁)。

大学管理法要綱試案

第一章 総則

(この法律の目的)

第一

この法律は、国立大学の行政に関する機関の組織、運営及び権限等について規定することを目的とすること

第二章 中央に置かれる大学行政機関

(設置)

第二

文部省に国立大学審議会を置くこと。

(委員)

第三

1 国立大学審議会は、二十三人の委員をもって組織すること。

2 文部大臣は、左に掲げる者を国立大学審議会の委員に任命すること。

一 国立大学の学長の互選した者 六人

二 日本学術会議がその会員のうちから推薦した者 四人

三 全国大学教授連合の推薦した者 三人

四 学識経験のあるものについて両議院の同意を得た者 十人

3 前項第一号の互選は、通信によることができるものとし、委員たる学長が国立大学の学長の地位を失い、その他同号の委員に欠員を生じたときは、その都度互選すること。その他互選の細目については文部省令で定めること。

4 第二項第二号及び第三号の委員の推薦の方法は、それぞれ、日本学術会議又は全国大学教授連合の定める方法によるものとし、各号の委員に欠員を生じたときは、その都度推薦を求めること。

5 第二項第四号の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、文部大臣は、第二項第四号の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから、委員を任命することができること。

6 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、文部大臣は、その委員を罷免しなければならないこと。

(委員の任期)

第四

国立大学審議会の委員の任期は、三年とし、再任を妨げないこと。

(会長及び副会長)

第五

- 1 国立大学審議会に、会長、副会長各一人を置き、委員の互選によって定めること。
- 2 会長は、国立大学審議会の会務を総理すること。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理すること。
- 4 会長及び副会長の任期は、三年とし、再任を妨げないこと。

(委員の解任)

第六

- 1 国立大学審議会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められるときその他委員として必要な適格性を欠くに至ったと認められる場合において、文部大臣がこれを解任するには、国立大学審議会の議を経なければならないこと。
- 2 第三第二項第四号の規定による委員の解任については、前項による外、両議院の同意を得なければならないこと。但し、この同意については第三5、6を準用すること。

(権限)

第七

- 1 文部大臣は、他の法律に定めるものの外、国立大学に関し、左の各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、国立大学審議会の承認を得なければならないこと。
 - 一 国立大学関係法令の立案に関する基本的事項の決定
 - 二 国立大学のための予算案編成の基本方針の決定
 - 三 国立大学及びその学部、大学院、研究所その他重要な研究施設及び教育施設の設置廃止に関する事項の決定
 - 四 学長の任免
 - 五 当該大学の申出に基いてする部局長、教授、助教授及び講師の意に反する免職及び転任並びに教員の意に反する降任の決定
 - 六 国立大学の学生定員に関する事項の決定
 - 七 国立大学の授業料、検定料、入学金等の決定
 - 八 その他国立大学に関する重要な事項の決定
- 2 国立大学審議会は、国立大学の予算の執行その他国立大学に関する重要事項について、文部大臣の報告を求め、又は文部大臣の諮問に答え若しくはこれに対して勧告することができること。

(会議の招集)

第八

- 1 国立大学審議会の会議は、会長が招集すること。
- 2 会議は、定例会及び臨時会とする。定例会は、一年三回開く。臨時会は、会長が必要と認めたとき、又は委員五人以上から請求があるときにこれを開くこと。

(議事)

第九

- 1 会長は、国立大学審議会の会議を主宰すること。
- 2 国立大学審議会の議事は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによること。

(議事及び運営の細目)

第十

この法律に規定するものの外、国立大学審議会の議事及び運営の細目に関し必要な事項は、国立大学審議会が定めること。

(委員の報酬及び費用弁償)

第十一

- 1 国立大学審議会の委員は、非常勤とすること。
- 2 委員には、その職務に対して報酬を支給すること。
- 3 委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けること。

(庶務)

第十二

国立大学審議会の庶務は、文部省大学学術局の所管とすること。

第三章 国立大学内部の行政機関

第一節 商議会

（設置）

第十三

国立大学に、商議会を置くこと。

（商議員）

第十四

1 商議会は、十人以上三十人以内において、当該大学の学長が評議会の議を経て定める員数の商議員をもって組織すること。

2 商議員は、左の各号に掲げる者について文部大臣が任命すること。

一 学識経験がある者のうちから、学長が評議会の議を経て選定した者

二 大学の評議会が、当該大学の教授のうちから、自ら定める方法によって選出した者

三 当該大学の学長

3 前項第二号に規定する者のうちから任命される商議員の数は、総数の三分の一をこえることができないこと。

（商議員の任期）

第十五

学長以外の商議員の任期は、二年とし、再任を妨げないこと。

（会長）

第十六

1 商議会の会長は、商議員の互選によって定め、その任期は、一年とすること。

2 会長は、商議会の会務を総理すること。

（商議会の審議すべき事項）

第十七

商議会は、学長の諮問に応じ、又は独立して、当該大学の教育、研究及び運営に関する事項について審議し、議決事項を学長に答申し又は勧告すること。但し、学長は、左の各号の事項については、商議会の意見を聞かなければならないこと。

一 当該大学の重要な規則の制定改廃に関する事項

二 当該大学の予算案の編成に関する事項

三 当該大学の学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廃止に関する事項

四 当該大学の人事に関する基準の設定に関する事項

五 当該大学の入学定員の決定に関する事項

（議事）

第十八

1 商議会の会議は、会長が招集し、その議長となること。

2 商議会の会議は、商議員の過半数が出席しなければ開くことができないこと。

（議事及び運営の細目）

第十九

前項に定めるものの外、商議会の議事及び運営の細目に関し必要な事項は、商議会が定めること。

（商議員の報酬及び費用弁償）

第二十

（第十一に同じ）

第二節 評議会

（設置）

第二十一

数個の学部を置く国立大学に、評議会を置くこと。

（評議員）

第二十二

1 評議会は、左に掲げる評議員をもって組織すること。

一 学長

二 学部長

三 各学部の教授二人

2 前項第三号の評議員は、各学部毎に、教授会において、当該学部の教授のうちから選出すること。

3 当該大学の事情により、評議会の議を経て、附置研究所の長、その所属の教授及び図書館長を評議員とすることができること。

(教授である評議員の任期)

第二十三

教授である評議員の任期は、二年とし、再任を妨げないこと。

(会長)

第二十四

評議会の会長は、学長をもって充てること。

(権限)

第二十五

1 評議会は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、左に掲げる事項を審議し、その大学の方針を決定すること。

- 一 第十七第一号から第五号までに掲げる事項
 - 二 学部長及び所員会議を置く附置研究所の長以外の部局長の意に反する免職及び転任に関する事項
 - 三 各学部その他の部局の連絡調整に関する事項
 - 四 商議会に附議すべき事項の原案作成に関する事項
 - 五 商議会が答申し又は勧告した事項の処理に関する事項
 - 六 教職員及び学生の福祉及び厚生に関する事項
 - 七 その他当該大学の運営に関する重要事項
- 2 評議会は、当該大学の定める規則に基づき、学長候補者の決定に関する事項をつかさどること。

(議事及び運営)

第二十六

評議会の議事及び運営の方法については、評議会が定めること。

第三節 教授会

(設置)

第二十七

国立大学の学部（単に一個の学部を置く国立大学（単科大学という。）を含む。この節中以下同じ。）に教授会を置くこと。

(組織)

第二十八

- 1 教授会は、学部長（単科大学にあっては学長。この節中以下同じ。）及び学部の全教授をもって組織すること。
- 2 教授会には、学部長と教授とをもって構成する教授会の定める規則に基づいて、助教授及び専任講師を加えることができること。

(審議すべき事項)

第二十九

教授会は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、左に掲げる事項を審議し、その学部の方針を決定すること。

- 一 学部長の候補者の選定並びに教員の採用及び昇任に関する事項
- 二 学部長及び教員の意に反する免職及び転任並びに教員の意に反する降任に関する事項
- 三 当該学部における講座、学科並びに教育及び研究に関する施設の設置及び廃止に関する事項
- 四 学科目の種類及び編成に関する事項
- 五 学生の入学及び卒業の認定に関する事項
- 六 学生の試験に関する事項
- 七 学生の懲戒に関する事項
- 八 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項
- 九 その他当該学部の教育、研究及び運営に関する事項

(単科大学の特例)

第三十

単科大学においては、評議会の権限は、教授会が行うこと。

(議事及び運営)

第三十一

- 1 教授会の会議は、学部長が招集し、その議長となること。
- 2 教授会の議事及び運営の方法については、教授会が定めること。

(代議員会)

第三十一ノ二

- 1 単科大学又は同一学部が地域的に分散しているため、しばしば教授会を開くことが困難な事情がある場合には、教授会の議を経て代議員会を設けることができること。
- 2 代議員会の権限、代議員の選出方法その他代議員会の運営に関する事項は、教授会が定めること。

第四節 学長

(任命)

第三十二

学長は、当該大学の推薦した者につき、国立大学審議会の承認を経て、文部大臣が任命すること。

(任期)

第三十三

学長の任期は、三年以上六年以内において、当該大学が定めるところにより、再任を妨げないこと。

(職務)

第三十四

学長は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、左に掲げる事項をつかさどり、当該大学運営の責に任ずること。

- 一 評議会によって定められた方針に従い、当該大学を運営すること。
- 二 当該大学の商議会の答申又は勧告のあった事項につき、評議会の議を経て処理すること。
- 三 第十四第二項の規定によって定まった商議員の候補者を、任命について申出ること。
- 四 当該大学の決定した学長の候補者を、任命について申出ること。
- 五 評議会又は教授会の議を経て、部局長および教員の人事について申出ること。
- 六 国立大学審議会及び当該大学の商議会に対し、文部省令の定めるところに従い、年度報告を書面によって提出すること。

第五節 雑則

(研究所の所員会議)

第三十五

- 1 国立大学の附置研究所に、所員会議を置くこと。但し、研究所の事情により、評議会の議を経て、これを置かないことができること。
- 2 所員会議に関しては、教授会に関する規定を準用すること。

(学生代表との協議)

第三十六

- 1 学部長は、学生団体、学生活動その他学生生活に関し、教授、助教授及び専任講師の代表と学生の代表との意思の疎通を図り、学生生活の向上に資するため、適当な方法を講ずることができること。
- 2 前項の学生代表の選出方法その他実施に関する細目は、教授会の議を経て、学部長が定めること。
- 3 学長は、数個の学部又は全学部に関係する学生団体、学生活動その他学生生活に関し、前二項の規定に準じ、適当な方法を講ずることができること。

(その他の行政機関) 第三十七 この法律に定めるものを除く外、国立大学の行政をつかさどる機関の組織、権限及び運営については、それぞれ、その大学が定めること。